

注 記 事 項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年1月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（平成28年2月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）」の附則第8条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

1. 重要な会計方針

（1）運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（2）減価償却の会計処理方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	3～57年
機械装置	4～12年
船舶	4～15年
車両運搬具	2～5年
工具器具備品	2～20年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	2～10年
ソフトウェア	2～5年
施設利用権	11年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

(3) 賞与に係る引当金及び見積額の計上方法

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第17に基づき計算された賞与引当金の当期増減額を計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

退職手当については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。また、国からの出向職員に係る退職給付見積額の当期増加見積額についても当該計算に含めて計上しております。

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金	個別法による低価法を採用しております。
貯蔵品	先入先出法による低価法を採用しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

①国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

- ・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次の通りであります。

固定資産評価額×借入面積×貸付料率＝貸借価格

- ・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、平成30年3月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り0.045%を使用しております。

(8) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、15,335,254,630円であります。

3. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は横浜研究所の地球シミュレータセンターにおけるスーパーコンピュータ（工具器具備品）であります。

(2) オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	15,447,920,533	15,447,920,533	—
②未収金	918,782,381	918,782,381	—
③未払金	(6,866,988,057)	(6,866,988,057)	—
④リース債務	(5,133,162,240)	(5,193,719,697)	(60,557,457)

(*) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収金、③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

5. 税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

(単位：円)

項 目	平成30年3月31日現在
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	1, 278, 282, 491
繰延税金資産	382, 780, 703
控除：評価性引当額	382, 780, 703
繰延税金資産 合計	0

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

7. 減損に関する事項

該当事項はありません。

8. 資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産の賃貸契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数(4年から50年)によっており、割引率は0.0000%から1.5050%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	<u>80,128,773円</u>
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,394,094円
時の経過による調整額	621,840円
資産除去債務の履行による減少額	<u>3,983,921円</u>
期末残高	<u>79,160,786円</u>

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

9. 不要財産に係る国庫納付
該当事項はありません。

10. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
該当事項はありません。